

会 議 名	平成25年度第5回港区指定管理者選定委員会
開 催 日 時	平成25年11月8日（金曜日） 午後3時から午後4時まで
開 催 場 所	区役所4階庁議室
委 員	(出席者) 杉本企画経営部長(委員長代理)、渡邊総務部長、大澤企画課長、野上区役所改革担当課長、佐藤財政課長、所総務課長、湯川契約管財課長 (欠席者) 田中副区長(委員長)
出席所管課長	①大竹障害者福祉課長
事 務 局	多田指定管理者制度担当係長、黒川指定管理者制度担当
会 議 次 第	1 開会 2 議題 (1) 指定管理者の公募について ① 障害者グループホーム芝浦 3 閉会
配 付 資 料	[席上配付] 資料1 障害者グループホーム芝浦（指定管理者公募要項（案）） 資料1-2 同グループホーム（第1次審査・第2次審査採点表） 資料1-3 同グループホーム（指定管理者選考委員会委員名簿（案）） 資料1-4 同グループホーム指定管理者の指定スケジュール
会議の結果及び主要な発言	
大竹障害者福祉課長	(委員長欠席のため、港区指定管理者選定委員会設置要綱第3条第3項の規定により杉本企画経営部長が委員長を代理)
佐藤財政課長	議題①障害者グループホーム芝浦 (所管課長から指定管理者公募要項等の説明)
大竹課長	準備業務の内容はどのようなものですか。
所総務課長	大竹課長 竣工後、施設の開設まで、1か月ほどですが、施設案内の作成や入居準備をさせていただきます。
大竹課長	所総務課長 夜間や休日は人を配置しないということではないのですか。
所課長	大竹課長 障害者自立支援法が想定している人の配置基準は、週末や年末年始は配置しないこととなっていますが、障害者の体調が悪くなって日中は施設にいる場合の対応や、家族がいない場合に自宅に帰れない障害者の年末年始の対応についても提案事業として提案してもらいます。
大竹課長	所課長 「指定障害福祉サービス事業所として登録」とありますが「サービス事業所」というのは何ですか。
所課長	大竹課長 法内サービスの提供の要件として、事業所指定を受ける必要がありますので、指定管理者がその指定を受ける必要があるということです。
所課長	所課長 宿直のローテーションを組むためのバックアップが必要で、その場合には提携事業所の登録が必要ということですか。

大竹課長	そうです。
野上区役所改革担当課長	利用者の要件として「日中活動の場に通所していること」とありますが、これから通所するということでは入所できないのですか。
大竹課長	通所することが確実と見込まれることを要します。
野上課長	共同生活援助は共同生活介護と読み替えるとのことですが、なぜですか。
大竹課長	現行ではグループホームとケアホームの入所者や配置基準が全く異なるので、現行でのケアホームの基準で全て考えていただきたいという趣旨です。条例を平成26年の法施行を想定した記載にしています。
湯川課長	公募手続で10年間以上継続する意思があることというのは、指定期間との関係はあるのですか。
大竹課長	指定期間の9年5か月というのをそのまま記載するのはふさわしくないので、通常指定期間である10年と記載しています。
湯川課長	2次審査の項目の「事業への意欲」という項目について、審査の視点で「優れた視点と高い実現性がある」とのことですが、意欲と実現性は別に評価すべき項目ではないのですか。
大竹課長	表現を工夫します。
委員長代理	生活を楽しむことができる知的障害者など、利用者の基準が主観的で明確になっていません。実際には入所判定では指定管理者ではなく、区が行うのですね。
大竹課長	そうです。公募要項の記載は、どの程度の介護度の利用者があるかわからないと職員配置の判断をしづらいので、記載をしています。
委員長代理	要件に就労移行支援や就労継続支援、生活介護等と記載すれば、専門の事業者であれば伝わるのではないのですか。実際の利用者は重度か軽度かは現段階では判断できないでしょう。
委員長代理	この施設では、新橋はつつ太陽の入所者の移行を想定しているのですよね。現在入所できていない人が新たに入居することはできるのですか。
大竹課長	新橋はつつ太陽の入所者が優先的に入所するというわけではありませんが、丁寧に説明をしていきます。
委員長代理	施設長は置くきまりはありますか。
大竹課長	あります。施設管理者、サービス管理責任者、世話人、生活支援員の配置が職員配置基準で決まっていて、世話人と生活支援員は兼務ができないので、最低3人は必要です。通常は、施設長は世話人です。
委員長代理	夜勤は誰がするのですか。
大竹課長	誰でも構わないのですが、支援員が1回やったら別の支援員がやるという形で2人いなければなりませんので、ローテーションが必要です。
委員長代理	どういう人を配置していくのかがわかりません。施設長を必ず置くなどと書かないのですか。職員配置には「法令等をご確認ください」となっていて、区立施設なのに区としての配置基準はないのですか。法令の基準だけでよいのですか。
大竹課長	法内施設なので基準を満たした配置を提案していただいたうえで提案を受けます。
所課長	生活寮の採点とは同じですか。
大竹課長	多くは同様ですが、緊急時及び日常におけるバックアップ体制や災害時における支

所課長	援体制や通所先との連絡体制について加点を重くしています。
大竹課長	2次審査について、3段階評価では評価しづらくありませんか。
野上課長	選考委員会で検討します。
	審査項目に見積、経費に関する項目がないのですが、重要な項目ではありませんか。特に利用者数に対して職員が手厚く配置する必要があるので、その視点が必要だと思います。
大竹課長	検討します。
渡邊部長	本施設は通常的生活支援以外の役割もあると思いますが、その審査の視点がないのはなぜですか。
大竹課長	その他関係機関との連携で評価しようと考えていました。
渡邊部長	それでは伝わらないと思います。施設の設置目的と役割について、審査する必要があると思います。
大竹課長	審査項目として追加します。
委員長代理	各委員からの指摘内容を資料に補強することを条件に、障害者グループホーム芝浦の公募開始を承認します。(結論)